

別海町議会会議録

第1号（令和6年5月17日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 町長挨拶及び提出案件の概要説明
日程第 4 議案第36号 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案第37号 町立別海病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 承認第 3号 専決処分した事件の承認について（令和5年度別海町一般会計補正予算（第12号））
日程第 7 報告第 3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償）

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 町長挨拶及び提出案件の概要説明
日程第 4 議案第36号 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案第37号 町立別海病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 承認第 3号 専決処分した事件の承認について（令和5年度別海町一般会計補正予算（第12号））
日程第 7 報告第 3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償）

○出席議員（16名）

- | | | | |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番 | 市川聖母 | 2番 | 吉田和行 |
| 3番 | 高橋眞結美 | 4番 | 伊勢徹 |
| 5番 | 貞宗拓雄 | 6番 | 宮越正人 |
| 7番 | 横田保江 | 8番 | 田村秀男 |
| 9番 | 小椋哲也 | 10番 | 外山浩司 |
| 11番 | 今西和雄 | 12番 | 松原政勝 |
| 13番 | 中村忠士 | 14番 | 佐藤初雄 |
| 副議長 | 15番 戸田憲悦 | 議長 | 16番 西原浩 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三
教 育 長 相 澤 要
福 祉 部 長 干 場 みゆき
産 業 振 興 部 長 佐々木 栄 典
教 育 部 長 宮 本 栄 一
病 院 事 務 長 三 戸 俊 人
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 寺 尾 真 太 郎
保 健 生 活 部 次 長 谷 村 将 志
建 設 水 道 部 次 長 新 堀 光 行
総 務 課 長 寺 尾 真 太 郎
財 政 課 長 角 川 具 哉
尾 岱 沼 支 所 長 他 大 坂 恒 夫
町 民 課 長 谷 村 将 志
農 政 課 長 皆 川 学
建 築 住 宅 課 長 廣 島 静 治
病 院 事 務 課 長 椛 木 直 人
学 校 教 育 課 長 他 池 田 卓 也
図 書 館 長 他 堺 啓
病 院 事 務 課 主 幹 奈 良 司

副 町 長 浦 山 吉 人
総 務 部 長 伊 藤 輝 幸
保 健 生 活 部 長 小 川 信 明
建 設 水 道 部 長 外 石 昭 博
会 計 管 理 者 入 倉 伸 顕
農 業 委 員 会 事 務 局 長 川 畑 智 明
総 務 部 次 長 寺 尾 真 太 郎
産 業 振 興 部 次 長 小 野 武 史
監 査 委 員 事 務 局 長 竹 中 利 哉
総 合 政 策 課 長 松 本 博 史
税 務 課 長 松 田 勝 広
福 祉 課 長 石 戸 谷 友 絵
生 活 環 境 課 長 上 田 健 一
水 産 み ど り 課 長 小 野 武 史
事 業 課 長 佐 竹 和 仁
学 務 ・ ス ポ ー ツ 課 長 他 齋 藤 陽
指 導 参 事 瀨 川 航 平
税 務 課 主 幹 武 田 妙 子
総 合 政 策 課 主 査 人 羅 茜

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 干 場 富 夫

主 幹 木 幡 友 哉

○会議録署名議員

1 5 番 戸 田 憲 悦
2 番 吉 田 和 行

1 番 市 川 聖 母

◎開会宣言

○議長（西原 浩君）おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、報道関係者の写真撮影とパソコンの使用を許可しております。

庁舎内は、ナチュラル・ビズ・スタイル、年間を通した働きやすい服装が実施されております。

議場内においても、ネクタイを着用しないことを許可しておりますので、申し上げます。

また、議場内において、体調管理のために必要な水分の補給を許可しておりますので、併せて申し上げます。

ただいまから、令和6年第2回別海町議会臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。

15番戸田議員。

○15番（戸田憲悦君） はい。

○議長（西原 浩君） 1番市川議員。

○1番（市川聖母君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 以上3名を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 町長挨拶及び提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第3 町長から挨拶及び提出案件の概要について説明があり

ます。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和6年第2回の町議会臨時会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、大変多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

臨時会の開会に当たりまして、議案の概要について御説明いたします。

本日の提出案件は、議案が2件、承認が1件、報告が1件でございます。

いずれの案件も、今年になってから発生した事案でありますので、私の2期目の任期中に、議会の決定をいただくべきと判断いたしまして、招集をさせていただいたところでございます。

それでは、議案の概要について御説明いたします。

本日の提出案件は議案が2件、承認が1件、報告が1件でございます。まず、議案第36号別海町町税条例の一部改正について、これは、住民税の定額減税の実施に伴う各種規定の整理のほかに、土地の固定資産税の負担調整措置の期限を3年間延長するなど、所要の改正を行うものでございます。

議案第37号町立別海病院事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、医師の退職に伴いまして、脳神経内科を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

承認第3号専決処分した事件の承認について、令和5年度別海町一般会計補正予算第12号でございます。

これは、ふるさと応援寄附金について、予算額を超える寄附をいただき、返礼品などの経費に不足が生じること及び防衛省の補助事業であります、上西春別小学校が対象となります。北海道の小中学校へのエアコン設置、これに関わる基準等の参考とするためのモデル事業、これの正式な事業内示がありまして、いずれも緊急な予算補正の必要が生じました。

本来でありましたら、議会を招集し、議決を諮る案件でありますけれども、特に緊急を要し、その時間的余裕がなかったために、専決処分させていただいたことを、承認を求めるものでございます。

報告第3号、専決処分の報告について、これは、和解及び損害賠償額の決定についての、行った専決処分の報告です。

本年2月14日に発生いたしました、職員の公用車によります接触事故について和解及び損害賠償額を決定する専決処分を行いましたことから、報告をさせていただくものでございます。

後ほど、案件の内容につきましては、担当職員からそれぞれ説明報告させていただきますので、御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たりましての御挨拶と議案の概要説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

本臨時会に提出されております議案第36号及び議案第37号の2件と、承認第3号の

合わせて3件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号及び議案第37号の2件と、承認第3号の合わせて3件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第36号

○議長(西原 浩君) 日程第4 議案第36号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○税務課長(松田勝広君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 税務課長。

○税務課長(松田勝広君) はい。

議案第36号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

議案書1ページを御覧ください。

本条例の改正につきましては、令和6年3月30日に公布されました、地方税法等の一部を改正する法律に基づく改正となります。

議案書は、1ページから12ページとなります。

今回の条例改正の主な内容としましては、個人住民税の定額減税の実施に伴う各種規定の整理、土地に係る固定資産税の負担調整措置等が3年間延長となったことによる対象年度の整理が主なものとなります。

議案本文の朗読については省略し、別冊の議案資料で説明いたします。

議案資料1ページを御覧ください。

1ページから34ページまでが新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後の条文で、改正箇所は、下線で示しております。

36ページを御覧ください。

改正内容は、条例制定説明資料により説明いたします。

なお、今般の条例改正において、「によって」を「により」に改正するなどの文言整理をしていますが、これらにつきましては説明を省略させていただきますので御承知おき願います。

それでは主な改正内容に沿って説明いたします。

表は、左から順に番号、改正項目、改正条項、改正内容、適用年月日、適用法令となっております。

1番目は、寄附金税額控除について規定する条例第33条の7第1項の改正です。

この改正は、今年の通常国会において、公益信託に関する法律を全部改正し、新たな公益信託制度が設けられることを前提に、所得税法が一部改正されたことに伴い、文言及び引用条項を整理するものです。

適用年月日は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行

するものです。

2番目、町民税の減免、条例第52条、1段飛ばして、4番目、固定資産税の減免、条例第73条、5番目、特別土地保有税の減免、条例第140条の3の改正です。

この3条の改正は、各税目の減免について、職権による減免を可能とする旨をそれぞれ追加し、それに伴い項ずれを整理するものです。

適用年月日は、いずれも令和6年4月1日から適用するものです。

3番目に戻っていただき、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定する、条例第57条の改正です。

この改正は、引用している法令の改正に伴う条ずれの整理を行うものです。

適用年月日は令和7年4月1日から施行するものです。

6番目は、公益法人等に係る町民税の課税の特例について規定する、条例附則第4条の2の改正です。

この法律は、単に課税標準の計算を定めるものであることから、法律の施行に合わせ削除するものです。

適用年月日は、1番目と同様に、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するものです。

37ページへお進みください。

7番目、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除、条例附則第7条の5、8番目、令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例、条例附則第7条の6、9番目、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例、条例附則第7条の7までの3条の改正は、今年度の個人住民税所得割額から、納税者及び控除対象配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の定額減税を行うのに当たる規定を整備するものです。

7番目については、控除について定めており、地方税法等の規定によるほかの税額控除を全て控除した後の所得割額から、定額減税を行おうとする規定を新設するものです。

8番目については、徴収について定めており、定額減税対象者は、定額減税前の税額をもとに算出した第1期分の税額から控除し、控除し切れない場合は、第2期分以降の税額から順次控除し、徴収するとする規定を新設するものです。

9番目については、公的年金等について定めており、定額減税前の税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除し、徴収するとする規定を新設するものです。

適用年月日は、いずれも令和6年4月1日から適用するものです。

10番目は、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除について規定する条例附則第7条の8の改正です。

この改正は、今年度の定額減税は、現行で把握できる控除対象配偶者に限って控除の対象としているものであり、控除対象配偶者以外の者については、令和6年の所得税において補足される情報であることから、令和7年度分の個人住民税において、1人につき1万円の税額を行おうとする規定を新設するものです。

適用年月日は令和6年4月1日から適用するものです。

11番目は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について規定する条例附則第8条の改正です。

第2項の改正は、条ずれによる引用条項を整理するものです。

第3項の改正は、特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について当該適用後のものとなるよう、読替えを規定するものです。

適用年月日は令和6年4月1日から適用するものです。

12番目は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について規定する、条例附則第10条の2の改正です。

第7号の改正は、再生可能エネルギー発電設備に係る区分が新たに新設されたことから、課税標準の特例割合を定める規定を追加するものです。

改正前、13号の改正は、特定事業所内保育施設に係る課税標準の特例措置の期間が終了したことにより削除するものです。

第14号の改正は、まちなか創出のため、一体型滞在快適性等向上事業で行った施設が新たに新設されたことから、課税標準の特例割合を定める規定を追加するものです。

その他の号の改正は、項ずれによる引用条項を整理するものです。

適用年月日は令和6年4月1日から適用するものです。

13番目は、次ページにかけて、新築住宅等に対する固定資産税の減免の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定する条例附則第10条の3の改正です。

第3項の改正は、認定長期優良住宅に係る特例について、所有者からの申告書の提出がなくても、管理者等から必要書類の提出があれば、特例を適用できるとする規定を追加するものです。

第4項から第13項までの改正は、項ずれ及び引用規則を整理するものです。

適用年月日は令和6年4月1日から適用するものです。

38ページへお進みください。

14番目、土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義、条例附則第11条、15番目、令和7年度または令和8年度における土地の価格の特例、条例附則第11条の2、16番目、宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例、条例附則第12条、17番目、農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例、条例附則第13条、39ページへお進みください。

18番目、特別土地保有税の課税の特例、条例附則第15条までの5条の改正は、土地に係る固定資産税において、現行の負担調整措置等の期限が3年間延長されたことから、対象年度を整理するものです。

38ページへ戻っていただきまして、14番目については、見出し部を年度更新するものです。

15番目については、地価が下落した場合の据置き年度における評価額の下落修正の仕組みを継続するものです。

16番目は、宅地等について、17番目は、農地について、それぞれ負担水準の割合により、課税標準を据置き、または緩やかに上昇させる制度、価格変動に伴う税負担の激変を緩和するための措置を継続するものです。

39ページへお進みください。

18番目については、土地保有税についても、先ほどの説明と同様に、価格変動に伴う税負担の激変を緩和するための措置を継続するものです。

適用年月日はいずれも令和6年4月1日から適用するものです。

19番目、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、条例附則第16条

の3第3項、20番目、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例、条例附則第16条の4第3項、21番目、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、条例附則第17条第3項、22番目、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、条例附則第18条第5項、23番目、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、条例附則第19条第2項、24番目、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例、条例附則第20条第2項、25番目、次ページにかけまして、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、条例附則第20条の2第2項及び第5項、40ページへお進みください。

26番目、条例適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、条例附則第20条の3第2項及び第5項の改正です。

この8条の改正は、特別税額控除額の算定に用いるそれぞれの分離課税等の所得割の額について、当該適用後のものとなるよう、読替え規定を追加するものです。

適用年月日はいずれも令和6年4月1日から適用するものです。

34ページへお戻りください。

中段、附則です。

附則第1条は施行期日です。

「この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。」ものです。

ただし書規定として、前段の説明において、各条項の適用年月日を申し上げましたが、その内容について、第1号及び第2号に規定するものです。

附則第2条は、次ページにかけて、町民税に関する経過措置です。

所得税法等の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定の適用がある場合における改正後の条例第33条の7第1項の規定の適用については、法附則第3条第1項の規定により、なおその効力を有するものとするものです。

35ページへお進みください。

附則第3条は固定資産税に関する経過措置です。

第1項においては、別段の定めがあるものを除き、改正後の条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和6年度以降の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものとするものです。

第2項は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に、新たに取得された旧法附則第15条第25項に規定する、特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるものとするものです。

第3項は、平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項の規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるものとするものです。

以上で議案第36号の内容について説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第36号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第37号

○議長(西原 浩君) 日程第5 議案第37号町立別海病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○病院事務課長(椋木直人君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 病院事務課長。

○病院事務課長(椋木直人君)

議案第37号町立別海病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書13ページです。

今回の改正は、現在診療科目として標榜しております脳神経内科を廃止するため条例の一部を改正するものです。

脳神経内科につきましては、令和2年4月に、内科に着任された越智龍太郎医師が脳神経内科の専門医であったことから、同年7月1日から診療科目に脳神経内科を標榜し、専門的な診療を行ってきたところですが、今年3月31日付けをもって越智医師が退職されたことから、脳神経内科を廃止するものです。

議案の朗読については省略させていただき、議案資料で御説明いたします。

議案資料の41ページを御覧ください。

条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

右が改正前、左が改正後となっております。

第2条第2項中、改正前の第11号の脳神経内科を廃止するものです。

附則として、「この条例は令和6年6月1日から施行する。」ものです。

以上で議案第37号の内容説明を終わります。

○議長(西原 浩君) 議案第37号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 承認第3号

○議長(西原 浩君) 日程第6 承認第3号専決処分した事件の承認について(令和5年度別海町一般会計補正予算(第12号))を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長(角川具哉君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 財政課長。

○財政課長(角川具哉君) はい。

承認第3号の内容説明をいたします。

議案の14ページをお開きください。

専決処分した事件の承認についてです。

本専決処分につきましては、ふるさと応援寄附金が、令和5年度3月補正後の予算額を上回る収入見込みとなったこと、また、防衛局の北海道の小中学校へのエアコン設置に係る基準等の参考とするためのモデル事業に、本町の上西春別小学校が選定されたものの、3月補正予算には予算計上が間に合わなかったため、3月25日付で、予算の補正を行いましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、承認を求めるものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。令和5年度別海町一般会計補正予算第12号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。令和6年3月25日、別海町長曾根興三。

内容につきましては、別冊にて御説明いたします。

承認第3号別冊、令和5年度別海町一般会計補正予算書補正第12号の1ページをお開きください。

令和5年度別海町一般会計補正予算第12号、令和5年度別海町一般会計補正予算第12号は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,040万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ337億4,010万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の補正。

繰越明許費の追加は、「第2表 繰越し明許費補正」による。

2ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正で、補正額の欄で申し上げます。

初めに、歳入です。

15款国庫支出金、2項で60万円の増。

18款寄附金、1項で2,000万円の増。

19 款繰入金、1 項で 20 万円の減。
歳入合計で 2,040 万円の追加です。
次に、歳出です。

2 款総務費、1 項で 2,000 万円の増。

10 款教育費、2 項で 40 万円の増。

歳出合計で 2,040 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 337 億 4,010 万円とするものです。

3 ページにお進みください。

第 2 表繰越明許費補正で 1 件を追加するものです。

10 款教育費、2 項小学校費、防衛施設周辺防音事業、上西春別小学校整備事業は、防衛局の北海道の小中学校へのエアコン設置に係るモデル事業に、上西春別小学校が選定されたものの、年度内に事業の完了が見込めないことから、金額を 167 万円として、繰越明許費を設定するものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、1 の総括は省略させていただき、2 の歳入から説明いたします。

7 ページをお開きください。

2 の歳入です。

目の欄の補正額で説明いたします。

15 款国庫支出金、2 項 6 目教育費国庫補助金 60 万円の増は、防衛局の北海道の小中学校へのエアコン設置に係るモデル事業の補助採択に伴い、教育施設等騒音防止対策補助金を見込むものです。

18 款寄附金、1 項 4 目ふるさと応援寄附金 2,000 万円の増は、3 月補正後の予算額を上回る収入見込みとなったことにより増額するものです。

なお、令和 5 年度の寄附見込額は約 139 億 200 万円となります。

8 ページをお開きください。

19 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金 100 万円の増は、今回の補正に伴う財源として財政調整基金から繰入を行うものです。

10 目ふるさと応援基金繰入金 120 万円の減は、令和 5 年度 12 月補正予算で措置した小学校へのエアコン設置に伴う設計費のうち、上西春別小学校分について、防衛局のモデル事業の対象となったことから、減額補正することに伴い、その財源として予定していた、ふるさと応援基金繰入金についても減額するものです。

9 ページをお開きください。

次に、3 の歳出です。

こちらも目の欄の補正額で説明いたします。

2 款総務費、1 項 6 目企画費、ふるさと応援制度推進事業 2,000 万円の増は、寄附金の増額見込みに伴い、返礼品送付経費や基金への積立金などを計上するものです。

10 ページをお開きください。

10 款教育費、2 項 4 目学校建設費 40 万円の増は、上西春別小学校へのエアコン設置に係る設計委託料について、12 月補正予算で措置した小学校校舎等整備事業 127 万円については、減額し、新たに防衛局のモデル事業として実施する、防衛施設周辺防音事業 167 万円を増額し、予算の組替を行うものです。

なお、本補正に伴い、予算資料を併せて配付しておりますが、これまでの説明と内容が

重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

以上で、承認第3号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 承認第3号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第7 報告第3号

○議長（西原 浩君） 日程第7 報告第3号専決処分報告について和解及び損害賠償を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

○郷土資料館長（堺 啓君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 郷土資料館長。

○郷土資料館長（堺 啓君） 報告第3号、専決処分報告について内容を説明いたします。

議案書の15ページをお開き願います。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

それでは、16ページの専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和6年4月8日、別海町長曾根興三。

和解及び損害賠償額の決定について。令和6年2月14日、別海町西春別駅前錦町の交差点において、町職員が運転する別海町所有の公用車と相手車両が接触し、公用車及び相手車両の一部が破損した事故に伴う損害賠償に関し、次の当事者間において、次の和解条件のとおり、和解を成立させ、損害賠償額を決定する。

第1項、当事者、甲、中標津町個人、乙、別海町長曾根興三。第2項、和解条件、第1号、甲の乙に対する本件事故の損害賠償額は、金1万7,397円とする。

第2号、乙の甲に対する本件事故の損害賠償額は、金9万4,896円とする。

第3号、甲の乙に対する損害賠償額と、乙の甲に対する損害賠償額を相殺した額の7万

7, 499円を、乙が甲に対して支払う。

第4号、以上のほか、本件事故に関し、甲と乙の間には何ら債権債務がないことを確認する。

なお、今回の損害額については、相手側保険会社及び町が加入しております自動車任意保険により全額保険金の支払いを予定しておりますことを併せて報告いたします。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

◎閉会宣言

○議長（西原 浩君） これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回別海町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時43分

◎町長挨拶

○議長（西原 浩君） 町長挨拶。

○町長（曾根興三君） 第2回町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会に提出、提案させていただきました案件につきましては、速やかに御審議をいただき、御決定を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

閉会に当たりまして、今後のイベント予定について3点御報告いたします。

まず、尾岱沼潮干狩りフェスティバルについてでございます。

こちらは、5月27日月曜日から29日水曜日まで、3日間と、6月6日木曜日から8日土曜日までの3日間、計6日間で実施いたします。

子供から大人までたくさんの方に来場していただき、潮干狩りを通して、浜のにぎわいが見られることを期待しているところでございます。

次に、別海町植樹祭でございます。

今年は、中春別地区を会場としまして、6月8日土曜日に開催いたします。

ぜひ議員の皆様方にも御参加いただきますようお願いを申し上げます。

最後に、尾岱沼えびまつりについてでございます。

昨年秋に実施しましたホッカイシマエビの資源残量調査の結果を受けまして、イベントを開催するための漁獲量が見込めない、との判断になりましたことから、本年度の尾岱沼えびまつり開催は中止するとの報告を受けております。

大変残念ではございますけれども、来年には資源量が回復して、本町の3大イベントの一つであります尾岱沼えびまつりが盛大に開催され、町のにぎわいが戻ることを期待しているところでございます。

以上、申し上げます、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 以上で、終わります。

皆様、大変御苦勞さまでした。

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員